

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年2月8日（木曜日） 午前11時45分 ～ 午後0時10分

2 件名

第3次花巻市男女共同参画基本計画案について

3 議事録

岩間総合政策部長

臨時会でのご審議ありがとうございました。引き続き、大変恐縮ではございますけれども、議員説明会を開始させていただきたいと思っております。本日は計画が3件でございますが、資料も厚くなっておりませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次第の2説明・質疑に入らせていただきます。（1）第3次花巻市男女共同参画基本計画案につきまして、担当の地域振興部地域づくり課から説明をさせていただきます。

藤井地域振興部長。

藤井地域振興部長

それでは、第3次男女共同参画基本計画の案をご説明いたします。花巻市では、平成19年3月に第1次計画を策定、第2次計画は平成28年3月に策定し、その計画期間は平成28年度から令和5年度までとなっており、期間が満了を迎えますことから、第3次計画の策定に取り組んできたものであります。

資料No.1をご覧ください。計画の名称は「第3次花巻市男女共同参画基本計画」です。副題は「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまちの実現に向けて」です。計画年度は、令和6年度から13年までの8年間です。ページをめくっていただき、第3次計画の策定に当たっての花巻市における男女共同参画の考えを計画素案の表紙裏と31ページに掲載しております。この考えは、本計画で重要な点ですので、読み上げてご説明いたします。

SDGsでは、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化はすべての目標とターゲットにおける進展について死活的に重要な貢献をするものとされております。

また、ジェンダー平等には、男女に限らず性的マイノリティを内包する考えが示されています。ジェンダー平等については、国の第5次男女共同参画基本計画の基本的な方針の中で「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるものである。」とされています。こうした国の考えのもと、花巻市では、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものです。

続いて計画内容の説明をさせていただきます。概要版である資料No.2をご覧ください。表紙をめくって、1ページ目を御覧ください。第3次計画の基本的な考え方をご説明いたします。第3次花巻市男女共同参画基本計画は、第2次計画の検証を行い、その成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題の解決と男女共同参画

社会実現のため、必要な見直しを実施するとともに、国、県の男女共同参画基本計画も勘案した上で、案を作成いたしました。男女共同参画基本計画につきましては、議会基本条例第15条第2項で定められている議決事件となっておりますので、3月議会に提案させていただきます。

1. 計画の基本理念として、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げるこれら7つの基本理念の基にこの計画を推進していきます。次のページをご覧ください。2. 計画の目標として4つ掲げております。基本目標の1つ目は「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」、2つ目が「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」、3つ目「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」、4つ目「DVと性暴力の根絶」としております。

なお、この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体的に施策を推進するとともに、基本目標4を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に位置づけることとしています。

次のページをご覧ください。本計画の策定に当たって4つの市民参画の方法を実施しております。方法の1つ目、市民意識調査を令和5年5月～7月に実施しました。対象は、年代、性別を考慮して抽出した市民2,100人です。回答方法は、対象者に調査票を送付し、郵送又はインターネットによって796人から回答をいただきました。2つ目、花巻市男女共同参画審議会でご審議をいただいております。委員は、男女共同参画に関する識見を有する方、男女共同参画を推進する市の施策の各分野に関わる公共的団体から推薦された方、公募委員の方で構成されています。審議は、令和5年3月から12月まで計6回実施し、12月の審議会において計画案を諮問し、原案に賛成する旨、答申をいただいております。3つ目は、関係団体からの意見聴取を3団体に実施しました。現在の第2次計画を策定する際にもご意見をいただいた花巻市女性団体ネットワークの会、地域で男女共同参画の推進活動を進めていただいている男女共同参画推進員、若い世代からは、20歳のつどい実行委員の皆さまから御意見をお聞きしております。4つ目、パブリックコメントを令和5年10月16日から11月14日までの30日間実施しました。素案の閲覧件数は、ホームページも含めて373件、いただいたご意見は14件でありました。実施した市民参画の結果については、ホームページで公表をしておりますとともに、市民意識調査につきましては、資料No.1計画案の94ページ以降に掲載しております。

次のページをご覧ください。ここからは、基本目標ごとにご説明をいたします。基本目標1は「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」です。男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。多様性を理解し認め合う意識づくりのため、すべての年齢層に教育や学習機会の充実を図るとともに、事業所への情報提供などに取り組みます。計画期間中に取り組む施策の方向性を4点記載しておりますが、第3次計画で新たに記載したのは「(4) 多様性を認め合う社会の構築」です。性的少数者への理解促進についてもこの項目で取り組んでまいります。

基本目標2は「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」です。社会のあらゆる分野において、だれもがいきいきと参画するためには、多様な人材能力の活用や視点が必要であることから、市民や事業所へ向けた情報提供、人材育成や、環境整備に

取り組みます。「(1)の政策・方針決定過程への女性の参画促進」を含め、これら6点に取り組んでまいります。

基本目標3は「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」です。すべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をすることが重要です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業所へ向けたセミナーや情報提供を行うとともに、子育て支援や介護サービスの充実など働きやすい環境づくりを行います。

基本目標4は「DVと性暴力の根絶」です。冒頭にご説明いたしましたとおり、この基本目標4を花巻市配偶者暴力防止対策基本計画と位置付けて取り組んでまいります。ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。若年層からの暴力を許さない意識づくりと、DVや性暴力防止教育に努めるとともに、市民に向けた情報発信を行います。相談窓口の認知度につきましては、第2次計画で設定した目標値を上回ることができましたが、引き続き、DV被害者に配慮した支援や関係機関との連携強化を図り、相談窓口の周知の拡大に努めてまいります。

続きまして、本計画案の推進体制等についてご説明をいたします。資料No.1の計画案49ページをご覧ください。1つは、庁内推進体制として、各部から職員を選出した「男女共同参画幹事会」を設置しております。男女共同参画の施策は広範囲にわたっていることから、定期的に研修会等を実施し情報共有に努めてまいります。2つ目は、諮問機関として、男女共同参画審議会を設置しております。本審議会は花巻市男女共同参画推進条例に基づいた組織であり、男女共同参画の推進に係る重要事項などを調査・審議します。3つ目は、花巻市男女共同参画推進員を委嘱しております。この推進員も男女共同参画推進条例に規定されているものであり、地域から男女共同参画を推進していただいております。4つ目は、県や事業所等との連携です。国や県、他市町村の男女共同参画に関する取組などの情報収集に努めるほか、県などと連携しながら、より効果的な施策展開を図ることができるよう努めます。また、民間企業やNPO、各種団体などの事業者、教育機関との連携を深め、社会全体で男女共同参画が推進されるよう働きかけをいたします。資料No.1計画案の50ページには計画の策定経過、52ページに男女共同参画審議会委員、53ページから93ページは関係法令、94ページから134ページまでは、先ほども申し上げましたが本計画案を作成する当たり実施した市民意識調査の結果について掲載しております。

以上、簡単ではございますが計画案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

岩間総合政策部長

説明が終わりましたので、このことについてご質問等ございましたら挙手のうえ、発言をお願いいたします。

照井明子議員。

照井明子議員

資料No.1計画案36ページ「パートナーシップ制度の導入について検討を行います。」と

いう記述について、質問したいと思います。私は、新しい基本計画においては、パートナーシップ制度の導入を見込みながら進められる計画ではないかと期待をしていたのですが、まだ検討を要するという書き方でございます。パートナーシップ制度を導入している自治体は県内でもかなり増えております。市としてパートナーシップ制度について現時点での検討内容と、検討に当たり大きな課題があるのかといった検討経過について、また、第3次計画期間中の導入の見込みがあるのか、その見通しについておたずねしたいと思います。

藤井地域振興部長

パートナーシップ制度については、他の自治体でも導入されている事例が増えてまいりました。要綱による導入が多いものの、当市では、国がどのような形で施策を展開するか、岩手県、県内自治体の動向について注視した上で、制度の導入に当たっては、市民全体の理解を得る必要があるという認識のもと、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例による制度の導入に向けた検討をしたいと考えております。その際には、同性及び異性間の事実婚等を含むことについても検討を進めてまいりますし、パートナーの家族等の関係を証明するファミリーシップも含めること、そうしたところも併せて検討を進めております。現在、この制度について条例で定めている自治体は東北にはございません。県内外の先例地の事例を調査しながら検討を進めているところであり、可能であれば、本年中の条例制定を目指したいと考えているところであります。

岩間総合政策部長

そのほか、ございますでしょうか。

伊藤盛幸議員。

伊藤盛幸議員

男女共同参画推進の1つの部分で、先ほどの臨時議会での第2次花巻市総合計画の議案の中で照井明子議員が審議会の男女の割合について質問をされており、「条例で代表者を選出するよう規定している。」という答弁だったのですが、条例には「公共的な団体の役職員」とあり、代表者とは載っておりません。この第3次男女共同参画基本計画案の成果指標No.6で「審議会等委員における女性委員の割合」の目標値を40%と掲げておりますが、なかなか実現されていません。審議会の委員は、代表者ではなく各種公共的団体の役職員という規定があるにも関わらず、委員として推薦されるのは男性の方であることを変えていかなければ、要するに、市で「女性委員を出してください。」「このように積極的に男女共同参画に取り組んでいるのです。」ということをお踏まえてお願いしない限りは、ずっと改善しないと思います。そのため、ぜひ本気度をこの第3次計画で示していただきたいと思いますが、40%という目標を掲げた中で、実現の可能性をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

藤井地域振興部長

国の計画等でも40%という目標を定めており、当市として40%を目標にすることは必要だと考えておりますが、今回の資料No.1計画素案の20ページに記載のとおり課題がござ

います。この課題をどのように解決していくか、実際に行動しなければ、40%という目標に近づくことができないということは確かだと思います。男女共同参画審議会でも話し合っておりますが、市からの発信の仕方などについては考えていかなければならないと思います。伊藤議員がおっしゃられたのは、市が積極的な姿勢を示すことだとか、そのようなあり方についての周知を積極的にしなければならないということだと思いますので、この第3次計画ができた暁には、概要版等を作成いたします。また、これまでも取り組んできた毎年の進行状況の確認を継続するなど、事業所や、関係団体・組織などに市の考え方を示していくことを当然やっていくべきだと考えております。目標達成の目処については、すぐには難しいと思いますが、逐次やっていくことが必要な課題だと思っております。

岩間総合政策部長

伊藤盛幸議員。

伊藤盛幸議員

そのようにお願いしたいわけですし、このような計画は、行政が先頭に立って進めない限りは、なかなか前に進みません。合併して18年になりますが、変わっておりません。「計画を作りました。」「こういったパンフレットを配布しました。」だけでは、数値は上がりず意識も変わっていきません。行政、あるいは市の職員の皆さんが、この取り組みを先頭に立って進めない限りには、いつも同じ計画を掲げて、同じような実績値になってしまう可能性があると思います。今、部長がおっしゃったように20ページにしっかりと課題が書いております。審議会委員等に占める女性の割合についての課題をどのように進めてくかが非常に大事でありまして、男女共同参画審議会等ではこの部分について、議論にはならないのでしょうか、どのような意見、あるいは提案があったのかということについてお尋ねをいたします。

岩間総合政策部長

大竹課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

ご質問のあった点について、男女共同参画審議会におきましてご意見をいただいております。県の男女共同参画サポーターをされている委員の方から「女性でも男性でも適任な方がなっていけばいい。ただ、やはり女性が参画する土台も作っていかなければならない。」というご意見を頂戴しております。また、審議会等委員の女性の割合についてはありませんが、コミュニティ会議の女性の役員の数でもご意見を頂戴しております。この点について令和3年度から、市内コミュニティ会議の2つの団体で女性の会長が誕生しており、そうした地区から男女共同参画審議会委員に就任されている方がいらっしゃるという状況で、「地域でも女性が役員となることを推す、受け入れるというような空気ができてきた。」という発言をいただいております。私どもとしても、それは大変歓迎すべきことであると考えておりますし、そういったことを広めていきたいと考えております。

審議会の委員ということでご質問をいただいておりますが、現在の審議会のガイドラインでは、「なるべく女性の委員を推薦依頼するように。」と庁内で働きかけを行っております。地域づくり課としても、引き続きこの点には努めてまいりたいと思います。

なお、私どもが所管している審議会、市民参画・協働推進委員会では、現在6割が女性委員であり、男女共同参画審議会では委員の4割が、女性委員となっておりますので、お知らせいたします。

引き続き、庁内に呼びかけをいたしまして、この点について取り組んでまいりたいと思います。

伊藤盛幸議員

委員を推薦依頼するに当たりまして、女性委員を4割とすることを想定すると「この団体からは女性を」「この部分は女性に」「ここは男性に」ということを最初から考慮して推薦依頼をしないとまた同じ結果になると思います。ぜひこの点について、各部署から委員推薦についての案をもらった際には「このままだと4割にならないので、この部分は女性にすべきではないか。」など、積極的に依頼する方向で、意気込みを市民の皆さんにお示しするという意味でも、ぜひこの、最低40%の目標を達成するように頑張ってくださいと思います。以上です。

岩間総合政策部長

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の1つ目の、第3次花巻市男女共同参画基本計画案についての説明は終わらせていただきます。